

別紙（審査項目及び評価基準）

審査項目・評価基準	配点	評価及び評価点数				
		A (極めて良好)	B (良好)	C (普通)	D (やや不十分)	E (不十分)
1 業務履行能力・実績						
① 過去に放課後児童健全育成事業又は類似業務※を実施した実績があり、事業を継続して実施できる法人であるか	10点	10点 (A)	8点 (B)	6点 (C)	4点 (D)	2点 (E)
② 管理運営を継続的安定的に行う適正な財政基盤を有しているか	5点	5点 (A)	4点 (B)	3点 (C)	2点 (D)	1点 (E)
③ 放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解し、児童に対する保育内容が適切なものであるか	10点	10点 (A)	8点 (B)	6点 (C)	4点 (D)	2点 (E)
④ 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する対策は妥当であるか	5点	5点 (A)	4点 (B)	3点 (C)	2点 (D)	1点 (E)
⑤ 事故、災害、苦情等の対応方法等は妥当であるか	5点	5点 (A)	4点 (B)	3点 (C)	2点 (D)	1点 (E)
2 運営方法・運営体制・職員配置						
⑥ 支援員等の人員確保の方策が効果的であるか	5点	5点 (A)	4点 (B)	3点 (C)	2点 (D)	1点 (E)
⑦ 支援員等の配置は、児童の安全を守り、適切な保育を提供するために配慮されたものであるか	15点	15点 (A)	12点 (B)	9点 (C)	6点 (D)	3点 (E)
⑧ 児童及びその保護者等に対する処遇や接遇が適切なものになるよう支援員・補助員に対する研修等の実施計画が示されているか	10点	10点 (A)	8点 (B)	6点 (C)	4点 (D)	2点 (E)
⑨ 各児童クラブの運営内容のサービスの向上・均質化が図られる効果的な体制となっているか	10点	10点 (A)	8点 (B)	6点 (C)	4点 (D)	2点 (E)
⑩ 事務所における責任者や統括責任者の配置等、各児童クラブをサポートする組織体制となっているか	10点	10点 (A)	8点 (B)	6点 (C)	4点 (D)	2点 (E)
⑪ 関係者（保護者、学校、市等）と円滑に連絡及び報告できる体制や方法となっているか	10点	10点 (A)	8点 (B)	6点 (C)	4点 (D)	2点 (E)
⑫ 障害児（特別な支援を要する児童を含む）への支援体制や対応方法について、効果的であるか	10点	10点 (A)	8点 (B)	6点 (C)	4点 (D)	2点 (E)
3 その他提案事業内容						
⑬ 通常の保育の他、体験活動やイベントなど利用する児童が有意義に過ごすことができる工夫をしているか	10点	10点 (A)	8点 (B)	6点 (C)	4点 (D)	2点 (E)
⑭ 放課後子ども教室の検討や市内の事業への参加など、放課後児童健全育成事業以外における事業にも積極的に関わるか	5点	5点 (A)	4点 (B)	3点 (C)	2点 (D)	1点 (E)
⑮ 長期休暇中の食事提供（有償・無償問わず）や延長保育など保護者の子育て上の負担に配慮しているか	5点	5点 (A)	4点 (B)	3点 (C)	2点 (D)	1点 (E)
4 地域貢献・保育内容						
⑯ 五所川原市内に事務所を設置する又は既に設置しているか	10点	10点 (A)	8点 (B)	6点 (C)	4点 (D)	2点 (E)
⑰ 五所川原市近隣住民の積極的な雇用を検討しているか	5点	5点 (A)	4点 (B)	3点 (C)	2点 (D)	1点 (E)
5 見積価格						
⑱ 価格評価	10点	評価点数（小数点以下は切捨）＝10点×（最低見積額／提案者の参考見積額）				
合計	150点	140点＋⑱	112点＋⑱	84点＋⑱	56点＋⑱	28点＋⑱

※1①の「類似業務」とは、放課後子ども教室や児童館などを指し、小学生の放課後における居場所等を提供する性質の事業のことをいう。